

5 消安第 4700 号
令和 5 年 11 月 14 日

各都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（牛海綿状脳症）

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針が、本日付けで一部改正されたことに伴い、同疾病に係る留意事項について別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

なお、本留意事項は令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

また、「特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（牛伝染性海綿状脳症）」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 消安第 7410 号農林水産省消費・安全局長通知）は、令和 6 年 4 月 1 日をもって廃止します。

以上

(別記)

北海道知事 殿
青森県知事 殿
岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
秋田県知事 殿
山形県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿
埼玉県知事 殿
千葉県知事 殿
東京都知事 殿
神奈川県知事 殿
新潟県知事 殿
富山県知事 殿
石川県知事 殿
福井県知事 殿
山梨県知事 殿
長野県知事 殿
岐阜県知事 殿
静岡県知事 殿
愛知県知事 殿
三重県知事 殿
滋賀県知事 殿
京都府知事 殿
大阪府知事 殿
兵庫県知事 殿
奈良県知事 殿
和歌山県知事 殿
鳥取県知事 殿
島根県知事 殿
岡山県知事 殿
広島県知事 殿
山口県知事 殿
徳島県知事 殿
香川県知事 殿
愛媛県知事 殿

高知県知事 殿
福岡県知事 殿
佐賀県知事 殿
長崎県知事 殿
熊本県知事 殿
大分県知事 殿
宮崎県知事 殿
鹿児島県知事 殿
沖縄県知事 殿

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

令和5年11月14日 5消安第4700号

1 死亡牛検査について（防疫指針第3の1の（1））

（1）死亡牛検査結果の取りまとめ及び動物衛生課への報告

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年4月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第3の1の（1）のサーベイランスの結果については、都道府県畜産主務課は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）宛てに、毎月20日までに前月分を別記様式1又は家畜疾病サーベイランス報告システムにより、検査状況を取りまとめ、報告する。また、防疫指針第3の1の（1）のアのaに該当する牛については、別記様式2により、死亡前の臨床症状、確定診断結果等を報告する。

なお、死亡牛の届出はあったが、BSE検査を実施しなかった牛のうち、牛海綿状脳症特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第4条第1号から第4号までの場合に該当しない事例が確認された場合は、その都度、理由とともに動物衛生課に報告する。

（2）死亡牛検査及びその結果の報告について

ア 死亡前に防疫指針第3の1の（1）のアのaの症状（以下「特定症状」という。）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の取扱い

以下のいずれかに該当する牛については、防疫指針第3の1の（1）のアのaに分類する。

- ① 死亡前に特定症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛（治療をせず又は治療中にとり汰され又は死亡した牛を含む。）。具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、髄膜炎、又は神経症（全身に異常が見られる中枢神経麻痺及び中枢神経系の腫瘍）を呈していると疑われた牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中枢神経症状を呈していた又はその可能性が高いもの
- ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、牛の所有者の稟告等から、家畜防疫員により死亡前に特定症状を呈していた可能性が高いと判断された牛
- ③ 異常牛（防疫指針第3の1の（2）のアで示す異常を呈している又は呈している可能性が高い旨の通報を受けた牛をいう。以下同じ。）を疑う届出があり、当該牛について、家畜防疫員により特定症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受けた上でとり汰された牛

なお、農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関において、BSEの感染実験に供された牛（陰性対象牛を含む。）については、原則として防疫指針に基づく検査対象とはしない。

イ 死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛の取扱い

死亡前にBSE関連症状（防疫指針第3の1の（1）のアのbの症状又はcの症状のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）のうち歩行困難、起立不能等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、獣医師が臨床症状から神経症状を呈する疾患（アの①以外の疾病で、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、末梢神経系腫瘍又は閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺の感染症を疑わない進行性神経症状を呈する疾患をいう。以下本項において同じ。）であると疑ったもの（獣医師が生化学的検査や病理組織学的検査等により、その原因が神経症状を呈するBSE以外の疾患であると確定診断したものを除く。）については、防疫指針第3の1の（1）のアのbに分類する。

ウ 死亡前にBSE関連症状を呈していた又は呈していた可能性の高い牛の取扱い

死亡前にBSE関連症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛（防疫指針第3の1の（1）のアのbに分類される牛を除く。）であって、かつ、その原因を獣医師が生化学的検査や病理組織学的検査等により特定できなかったものについては、防疫指針第3の1の（1）のアのcに分類する。

エ 家畜防疫員が検査の必要があると認めた死亡牛又はとう汰された牛の取扱い

特定症状又は歩行困難、起立不能等を示さないが、BSE検査が必要であるとする合理的な理由（特定症状は示さなくても、これまでに観察したことのないような行動や症状等の何らかの変化を感じられた場合等）があつて検査された場合は防疫指針第3の1の（1）のアのeに分類し、その理由を動物衛生課に報告する。

（参考：我が国における牛海綿状脳症の検査対象牛と国際獣疫事務局規準の比較）

日本の検査対象牛の区	検査	症状	WOAHコード 以下の検査対象区分と症状を定
------------	----	----	---------------------------

分	場所		めている
<p>特定症状牛 ・死亡前に特定症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの</p> <p>防疫指針第3の1の(1)のアのa</p>	<p>農場</p>	<p>特定症状</p> <p>平成23年農林水産省告示第1865号第1号の表中牛の項及び第3号に規定する次の症状</p> <p>① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 興奮しやすい ii 音、光、接触等に対する過敏な反応 iii 群内序列の変化 iv 搾乳時の持続的な蹴り v 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し vi 扉、柵等の障害物におけるためらい <p>② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。</p>	<p>(a) Cattle displaying progressive clinical signs suggestive of BSE ... that are refractory to treatment, and where the presentation cannot be attributed to other common causes of behavioral or neurological signs (e.g., infectious, metabolic, traumatic, neoplastic or toxic causes)</p> <p>(治療に反応しない BSE を疑う進行性の臨床症状を示す牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な原因に起因しない(例: 感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因)</p> <p>(b) Cattle showing behavioral or neurological signs at ante-mortem inspection at slaughterhouses/abattoirs (と畜場におけると畜前の生体検査で行動変化又は神経症状を呈した牛)</p> <p>(c) Cattle that are unable to rise or walk without assistance, with an appropriate supporting</p>
<p>起立不能牛 ・死亡前に BSE 関連症状のうち歩行困難、起立不能等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行</p>	<p>農場</p>	<p>BSE 関連症状</p> <p>BSE は進行性の致死的な神経疾患であり、通常は徐々に発症し、治療には反応しない。定型 BSE では重症度や動物種によって幅広い臨床症状が報告されている。</p> <p>次の①から③までに掲げる治療の効果が期待できない進行性の症状のいずれかを呈していた又は呈していた</p>	<p>(c) Cattle that are unable to rise or walk without assistance, with an appropriate supporting</p>

<p>動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因。）では説明できないもの</p> <p>防疫指針第3の1の（1）のアのb</p>	<p>可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因をいう。以下同じ。）では説明できないものをいう。</p> <p>① 治療の効果が期待できない、沈鬱、緊張、目又は耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒等の進行性の行動変化</p> <p>② 異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩様（特に股関節失調）、頭を低くする、障害物回避が困難になること、起立不能等の姿勢又は運動の異常</p> <p>③ 乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害等の非特異的な症状</p>	<p>clinical history (i.e. the clinical presentation cannot be attributed to other common causes of recumbency) (補助無しでは起立又は歩行ができない牛であって、適切な臨床病歴があるもの(起立不能や歩行困難を呈する他の一般的な理由では説明できないもの))</p> <p>(d) Cattle found dead (fallen stock) with an appropriate supporting clinical history (i.e., the presentation cannot be attributed to other common causes of death) (死んでいる状態で発見された牛であって、適切な臨床病歴があるもの(他の一般的な死亡理由では説明できないもの))</p> <p>Article 11.4.18: Surveillance</p> <p>1) BSE is a progressive, fatal disease of the nervous system of bovines that usually has an insidious onset and that is refractory to treatment. A range of clinical signs that vary in severity and between animals have been described for classical BSE:</p>
<p>死亡牛 ・「特定症状牛」又は「起立不能牛」に該当しない牛であって、死</p>	<p>農場</p>	

<p>亡前に BSE 関連症状を呈していた又は呈していた可能性が高く、その症状行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないもの</p> <p>防疫指針第 3 の 1 の (1) のアの c</p>			<p>a) progressive behavioral changes that are refractory to treatment such as increased excitability, depression, nervousness, excessive and asymmetrical ear and eye movement, apparent increased salivation, increased licking of the muzzle, teeth grinding, hypersensitivity to touch and/or sound (hyperesthesia), tremors, excessive vocalization, panic-stricken response and excessive alertness;</p> <p>b) postural and locomotory changes such as abnormal posture (dog sitting), abnormal gait (particularly pelvic limb ataxia), low carriage of the head, head shyness, difficulty avoiding obstacles, inability to stand and recumbency;</p> <p>c) generalized non-specific signs such as reduced milk yield, loss of body condition, weight loss, bradycardia and other disturbances of cardiac rhythm.</p>
<p>と畜場における症状牛</p> <p>・と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等の理由で、と殺</p> <p>・解体禁止となり、死亡し、又は</p>	<p>と畜場</p>		<p>BSE は進行性の致死的な神経疾</p>

<p>とう汰された牛</p> <p>防疫指針第3の1の(1)のアのd</p>		<p>患であり、通常は徐々に発症し、治療には反応しない。定型BSEでは重症度や動物種によって幅広い臨床症状が報告されている。</p> <p>a) 治療の効果が期待できない、興奮しやすい、沈鬱、緊張、目、耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、接触及び/又は音に対する過敏な反応、振戦、過剰な発声、パニック反応や過剰な警戒といった進行性の行動変化があること</p> <p>b) 異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩様（特に股関節失調）、頭を低くする、障害物回避が困難になることや起立不能といった姿勢、運動異常</p> <p>c) 乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害といった非特異的な症状</p>
--	--	---

2 臨床検査等に係る調書について（防疫指針第3の1の(2)）

防疫指針第3の1の(2)のイの(ア)の家畜防疫員による農場等での臨床検査の結果については、別記様式3により記録する。

3 特定症状の判定及び異常牛検査による疑似患畜の判断（防疫指針第3の1の(2)）

異常牛を疑う届出を受け、家畜防疫員が特定症状に該当するか否かを判定するに当たっては、治療への反応、BSEに特徴的な症状を踏まえて総合的に判断する。

なお、留意事項1から3においては、生前の異常行動等の履歴がBSE検査

の対象とするか否かを判断する重要な情報となるため、牛の所有者にあつては、平時の健康観察を徹底するとともに、異常行動等が認められた場合は適切に記録・保管し、獣医師の求めに応じて情報提供すること。

4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について（防疫指針第3の1）

特に発生時には、家畜保健衛生所における本病の検査に係る解剖、採材等に当たっては、以下の点に留意する。

（1）服装、器具

フード付きディスポザブルのつなぎを着用する。頭部はつなぎのフードをかぶり、マスク及びフェイスシールドを着用する。2対のディスポザブルグローブの間に切創防止用インナーグローブを着用し、作業着の袖口と外側の手袋はテープで固定する。刀等はできる限りディスポザブルのものを使用する。

（2）採材箇所

次のいずれかで行う。

- ア 脳のみを採材する。延髄の一部を密閉容器に入れ（バッファー等は使用しない）4℃（氷詰）保存し、残りの部分は右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固定する。
- イ 大孔法により、脳幹部のみを採材し、延髄の一部を密閉容器に入れ（バッファー等は使用しない）4℃（氷詰）保存し、残りの部分は右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固定する。
- ウ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて脳幹部のみを採材する。

（3）術式

- ア 解剖及び採材は、大きなシートの上又は施設内において、かつ、汚水の消毒が可能な場所において行う。
- イ 生体は可能な限り全身麻酔下で放血殺する。放血にはカニューレを用い、血液はビニール袋等にできる限り回収する。回収した血液は焼却処分するが、エライザ検査で陰性が確認されたもののみであれば他の衛生的な処理を行うことも可能である。
- ウ 脳のみを採材する。組織片の飛散を避けるため、開頭には鋸その他家畜防疫員が適当と認める器具・器材を用いる。主病変は脳幹部に存在するので、この部位を破損しないよう十分注意する。大孔法による場合には、別添1により、脳幹部を採材する。
- エ 別添2により、延髄の一部を4℃（氷詰）保存用に採材する。小脳及び脳の残りの部分は正中で縦断して、右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分

を 10%中性緩衝ホルマリンに浸漬し固定する。

オ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて別添 3 により、延髄 5 g 程度を 4℃（氷詰）保存用に採材する。

※ 解体時は、できる限り内容物が散乱しないように注意し、回収して焼却処分する。

（４）終了後の洗浄、消毒

ア 解剖器具等は焼却可能な布等で汚れを落とした後、次のいずれか又は同等以上の消毒処理を行う。

① 2 規定の水酸化ナトリウム水に 2 時間浸漬し、水洗した後、121℃ 20 分のオートクレーブ処理を行う。

② 3%ドデシル硫酸ナトリウム水（以下「3%SDS水」という。）により 10 分間煮沸処理し、水洗した後、121℃ 20 分のオートクレーブ処理を行う。

③ 3%SDS水に浸漬したまま、121℃ 20 分のオートクレーブ処理を行う。

④ 有効塩素濃度 2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

イ 解剖室は有効塩素濃度 2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で消毒する。

ウ ディスポーザブル用品は全て焼却する。

エ 長靴は履いたままブラシを用いて、有効塩素濃度 2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

使用済みの消毒薬等については、環境や水系を汚染しないように中和等の処理を行った上で、地方公共団体条例等に従い処分する。

（５）動物衛生研究部門への材料の搬入

ア 都道府県畜産主務課を通じ、動物衛生課に連絡するとともに、原則として家畜保健衛生所においてエライザ検査を行う。エライザ検査が陽性の場合、別記様式 2 又は 3、エライザ検査の結果及び病性鑑定依頼書（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）が定める様式）を添えて動物衛生研究部門に材料を搬入する。

イ 搬入材料

（ア） 生材料：別添 2 に準じ、縦に分割した延髄約 5 g を採材し、門部約 3 cm 及びその前後を別の密閉容器に入れる。なお、容器は密栓した上、周囲を 2 規定の水酸化ナトリウム水で消毒し、さらに頑丈な輸送用の容

器に収める。この輸送用容器ごとクーラーボックス中に収め、冷蔵にて動物衛生研究部門に搬入する。検体を送付する場合には参考 1 に従う。やむを得ず延髄生材料を長期間保存する際は密閉容器に入れて-80℃保存する。なお、エライザ検査に供試した乳剤の残りについても動物衛生研究部門に送付する。

(イ) 固定材料（病理組織学的検査及び免疫組織化学的検査に使用する。）：10%中性緩衝ホルマリンで固定する。固定容器の周囲を 2 規定の水酸化ナトリウム水で消毒後、ホルマリンが漏出しないように注意して動物衛生研究部門に搬入する。

(6) 消毒等の措置

ア 病性鑑定施設は有効塩素濃度 2 %以上の次亜塩素酸ナトリウム水等で消毒する。

イ エライザ検査で陰性となった場合は、①死体を直接焼却、②陰性を確認した後に肉骨粉処理を行い焼却、又は③化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 2 条の規定に基づき埋却することとする。ただし、①にあっては、エライザ検査で陰性が確認される前であっても実施することができるものとする。

(7) 問い合わせ先

動物衛生研究部門 疾病対策部行政連携室
(TEL : 029-838-7707)

5 死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設の要件並びに死亡牛の管理等の手順について（防疫指針第 6 の 1）

都道府県畜産主務課は、次に掲げる死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設（以下「保管施設等」という。）の要件並びに死亡牛の管理等の手順をあらかじめ動物衛生課と協議して定める。ただし、既に同等の内容を含む規定を定めている場合については、この限りではない。

(1) 施設の要件

- ① 他の場所と明確に区分されていること。
- ② 洗浄及び消毒が可能な構造であり、かつ、設備を有していること。
- ③ 必要に応じて廃水及び廃棄物の消毒が行える構造であり、かつ、設備を有していること。
- ④ 作業員及び作業車両の消毒のための設備を有していること。
- ⑤ 病原体の散逸を防ぐための措置を適切に講じることができること。

(2) 管理等の手順

- ① 家畜防疫員又は都道府県が指定する者（以下「家畜防疫員等」という。）は、検査中の死体の管理が適切に行われるよう、自ら管理を行うとともに、関係者に対して必要な指示をすること。
- ② 家畜防疫員等は、保管施設等において対象牛の死体と届出事項を確認し、採材を行うこと。
- ③ 家畜防疫員等は、採材及び保管に際しては、病原体の散逸防止のため、保管、洗浄、汚水の消毒等を適切に実施すること。
- ④ 家畜防疫員等は、検査終了後の死亡牛に検査済みの標識等を行い、保管施設からの搬出時に取り違えのないよう措置を講ずること。
- ⑤ 家畜防疫員等は、BSE検査で陰性が確認された死亡牛の移送、焼却、埋却、化製処理、肉骨粉の焼却等が適切に行われるよう関係者を指導すること。なお、患畜又は疑似患畜とされた死体並びに汚染物品の処理については、防疫指針第6の3及び4に基づき、家畜防疫員の管理下で焼却処理を行うこと。
- ⑥ その他家畜防疫員等が必要と認めた事項に関すること。
- ⑦ ①及び③から⑦までの措置が確実に講ぜられたことを記録し、個体ごとに確認できるようにしておくこと。

6 疫学情報等の収集について（防疫指針第6の6）

防疫指針第6の6の疫学情報の収集は、参考2のチェックリストを参考に行う。

7 牛の評価額の算定方法（防疫指針第6の7）

患畜又は疑似患畜となった牛の評価額の算定については、「家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について」（昭和26年7月10日付け26畜局第2673号畜産局長通知）等を参考にすること。

(別 記 様 式 1)

死亡牛届出及びBSE検査の状況 (留意事項 1 (1))

都道府県名 :

年 月分

月 齢	合計		特定症状牛		起立不能牛		BSE 関連症状牛		と畜場牛		その他	
	届出 頭数	検査 頭数	届出頭数 (ア) a	検査頭数 (ア) a	届出頭数 (ア) b	検査頭数 (ア) b	届出頭数 (ア) c	検査頭数 (ア) c	届出頭数 (ア) d	検査頭数 (ア) d	届出頭数 (ア) e	検査頭数 (ア) e
満 12 か 月 齢 未 満												
満 12 か 月 齢 以 上												
満 24 か 月 齢 以 上												
満 48 か 月 齢 以 上												
満 60 か 月 齢 以 上												
満 72 か 月 齢 以 上												
満 84 か 月 齢 以 上												
満 96 か 月 齢 以 上												
満 108 か 月 齢 以 上												
不 明												
合 計												

※届出頭数については、指針第3の1の(2)のアの分類ごとに、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づき届出がされたものを記入する。(指針第3の1の(2)のアに基づき通報を受けたものを含む。)

※検査頭数の内訳は、都道府県において実施したエライザ検査の結果を記入する。

※アのaに分類される牛については、別記様式2を併せて提出すること。

※アの e については、検査を実施した理由書を添付すること。

○届出頭数と検査頭数との差については、検査を実施しなかった内訳等を以下により分類して記載する。

BSE特措法施行規則第4条第1号	頭
BSE特措法施行規則第4条第2号	頭
BSE特措法施行規則第4条第3号	頭
BSE特措法施行規則第4条第4号	頭
その他	頭

※その他に該当する例がある場合は、その理由を別葉に記載して報告する。

(別記様式2)

都道府県名： _____
家畜保健衛生所名： _____
担当者名： _____

牛海綿状脳症（BSE）検査材料の詳細（留意事項1（1））

- 1 検体番号（都道府県の通し番号）： _____
- 2 採材年月日： _____年____月____日
（検査施設への）送付月日： _____年____月____日
検査年月日： _____年____月____日
- 3 検体の報告：家畜防疫員・獣医師・所有者
- 4 家畜保健衛生所でのBSEエライザ検査の結果：陰性・陽性（____月____日）
- 5 動物性たん白質を含む飼料給与の有無：有・無
有の場合：当該飼料の種類 _____
※肉骨粉を含む配合飼料、人工乳等。報告時点で判明していれば製品名も記載する。
- 6 当該牛の情報
 - 品種： _____（ホルスタイン種、黒毛和種、交雑種等の別）
 - 用途： _____（繁殖、肥育等の別）
 - 生年月日： _____年____月____日
 - 死亡（推定）年月日： _____年____月____日（____か月齢）
 - 性別：雄・雌
 - 個体識別番号： _____
 - 症状
 - ①治療に反応せず、次のi～viに該当する行動や神経症状を伴う進行性の変化（以下の該当する項目にチェックを入れる。当該牛の性格と考えられるものは除く。）
 - i：□ 興奮しやすい（□ 攻撃的又は好戦的）
 - ii：□ 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - iii：□ 群内序列の変化
 - iv：□ 搾乳時の持続的な蹴り
 - v：□ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - vi：□ 扉、柵等の障害物におけるためらい、
 - ②感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状
具体的な症状（_____）
 - ③BSE関連症状（_____）
 - ④その他BSEを疑う行動・症状（_____）
 - 診断
 - ①臨床診断（検案）名： _____
 - ②確定診断名： _____（検査手法：_____）
※4でBSEエライザ検査陽性の場合、②の記載は不要
- 7 当該家畜の処理：全焼却・その他（_____）
- 8 その他追加すべき事項（病歴、臨床症状の経過等）
(_____)

(別記様式3)

異常牛を疑う牛の発生届出事項 (留意事項2)

都道府県

家畜保健衛生所

1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2 届出者：(氏名) (職業)
(住所) (連絡先)

3 発生農家：(氏名) (職業)
(住所) (連絡先)

4 届出事項：
異常頭数： 品種： 生年月日(月齢)： 、性別：
当該牛の生産地： 導入元： 個体識別番号：

5 症状

① 治療に反応せず、次の i ~ vi に該当する行動や神経症状を伴う進行性の変化 (以下の該当する項目にチェックを入れる。当該牛の性格と考えられるものは除く。)

i : 興奮しやすい (攻撃的又は好戦的)

ii : 音、光、接触等に対する過敏な反応

iii : 群内序列の変化

iv : 搾乳時の持続的な蹴り

v : 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し

vi : 扉、柵等障害物におけるためらい、

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状
具体的な症状 ()

③ BSE 関連症状 ()

④ その他 BSE を疑う行動・症状 ()

6 その他の症状：

7 5及び6の症状の経過：

8 既にとった措置：

9 動物性たん白質飼料給与歴の有無：

有・無 (有の場合、種類： 、給与歴：)

10 届出者への指示事項：

11 届出受理者氏名：

12 処置：

(1) 届出(時間)

家畜保健衛生所： 、都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名： 、出発時間：

大孔法の手順（留意事項 4（3）ウ）

- 1 頭部を後頭骨と環椎の間で切断する。
- 2 切断した頭部を、上下を逆にして下顎が上になるように解剖台の上に置く。
- 3 大孔（大後頭孔）から延髄と硬膜の間にヘラ状のスプーン（葉匙など）を挿入し、延髄から硬膜を注意深く剥離しつつ、第7、8、9、10及び11脳神経を切断する。
- 4 ヘラ状スプーンを注意深く使い、小脳脚を切断（図1）、さらに小脳脚部で脳幹部を切断する（図2）。

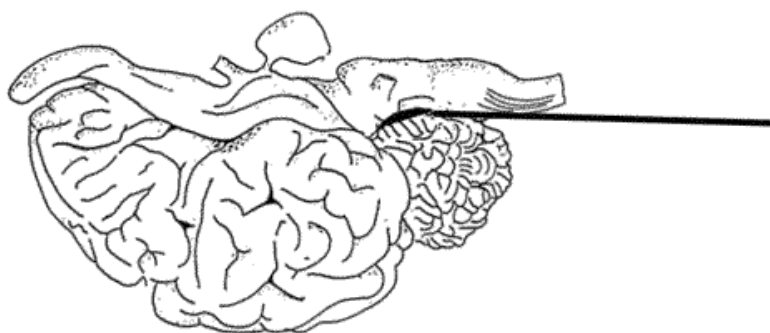


図1：小脳脚を切断

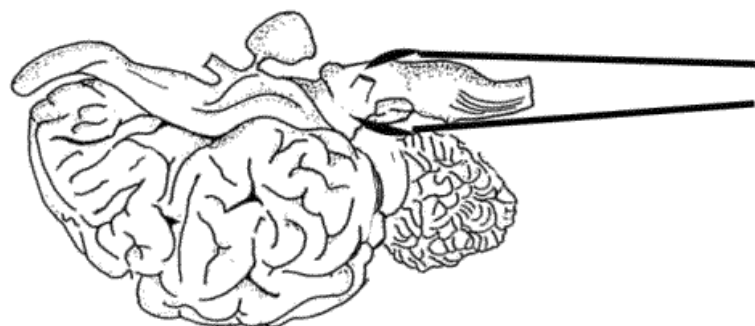


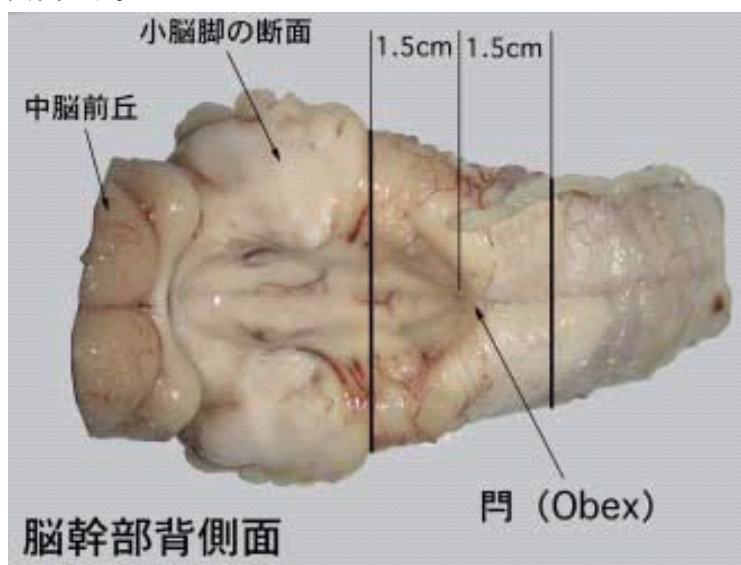
図2：小脳脚部で脳幹部を切断

- 5 脳幹部を注意深く摘出する。

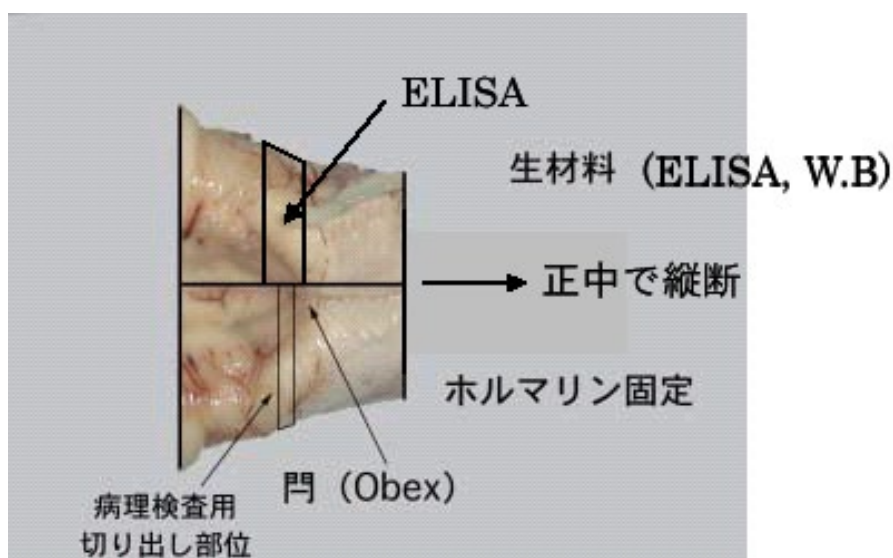
注意：特に延髄門部を破損しないよう、細心の注意を払うこと。

採材方法 (留意事項 4 (3) エ)

- 1 ナイフ又は剃刀を使用し、脊髓中心管の入り口を必ず中央にして前後約 1.5 cm の位置で延髄を横断する。



- 2 ナイフ又は剃刀を使用し、正中で門部を含む延髄を縦断する。



- 3 1の前後の残りの部分はナイフ又は剃刀を使用して正中線で縦断し、右側を生材料、左側をホルマリン固定材料とする。なお、これらの部位の生材料は、門部の生材料とは別の容器に入れること。

脳が融解液化している場合の採材方法（留意事項 4（3）オ）

脳が融解液化していると想定される場合は、大孔法の手順（別添 1）による採材に準じて行う。

- 1 ヘラ状のスプーン（薬匙又は本病検査材料採材用スプーン）を用いて脳幹部 5 g 程度をかきとる。
- 2 ある程度の形状を保っている場合には、門部（Obex）近傍の領域を採材する。
- 3 完全に融解している場合には、かきとった試料を混合（コニカルチューブに入れてボルテックス）し、全体を均一にした後秤量、採材する。

検体の郵送に当たっての注意（留意事項4（5）イ（ア））

検査検体は、世界保健機関策定の「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」における輸送分類のカテゴリーB（感染が疑われ、ウイルスを含む可能性がある物質、分類番号 UN3373）として扱い、内国郵便約款（平成24年10月1日実施）第9条第4項に基づき、国連規格容器の適切な包装等を行い、送付すること。

「1次容器（検体を入れたチューブ）」、「2次容器（UN3373に適應した密閉容器）」、「3次容器（外装用の段ボール箱などの容器）」から成る3重包装を施した上で、外箱（オーバーパック）に収納し、安全な梱包に特段の配慮を行うこと。なお、2次容器については、ボトル型の容器以外に、UN3373の国連規格に適合したパウチ袋も市販されているので、これを利用してよい。人命にかかわる爆発の危険性があるため、1次及び2次容器（密閉容器）内に、ドライアイスを入れないことを徹底すること。

なお、差出しに当たっては、当該郵便物の輸送方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、以下の注意点を考慮の上、当該郵便局に差し出すこと。

1. 内容物が漏れないように梱包を行うこと。検体を入れた1次容器は、キャップが輸送中に緩まないようにパラフィルムを巻きつけること。2次容器（密閉容器）の中には、1次容器内の液体等が漏出した場合に液体等を吸収するのに十分なペーパータオル等の吸収剤を入れること。また、2次容器の中にはクッション（古紙や気泡緩衝材等）を入れて、輸送中の1次容器を安定に保持する。50mL以上の液体では、1次容器の口が上を向くようにすること。
2. 1次・2次容器内にドライアイスを絶対に入れないこと。ドライアイスを入れる場合は、3次容器とオーバーパックの間に入れること。
3. 3次容器の表面に、「UN3373」マーク、「内容物：牛、めん羊又は山羊組織「危険物」 正味量 Net Qty：〇〇mL 又は△△g」、「荷送人（氏名、機関住所）」、「受取人（氏名、機関住所）」、「緊急連絡先の電話番号」を表示すること。
4. オーバーパックに「OVERPACK」と「UN3373」マークを表示すること。さらに「内容物：牛「危険物」 正味量 Net Qty：〇〇mL、△△g」、「荷送人（氏名、機関住所、電話番号）」、「受取人（氏名、機関住所、電話番号）」を表示すること。
5. 3次容器とオーバーパックの間にドライアイスを入れた場合には、オーバーパックに国内貨物における「第9分類危険物ラベル」を貼付し、その脇に「UN1845 Dryice Net Qty 〇〇kg」と表示すること。
6. その他の表示等については、業者の指示に従うこと。
7. ゆうパックを使用する場合は、ゆうパックの送り状の品名欄に、「検査検体・危険物」と記すこと。また、ドライアイスを使用した場合は、ゆうパックの送り状の摘要欄に「ドライアイス在中」と記すこと。
8. 郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。
9. 1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL、個体の場合は50gを限度とすること。

10. 表示に必要なラベルは、以下の（１）から（４）までの各ラベルをプリントアウトして、３次容器、オーバーパックへ貼付表示する。適宜、拡大／縮小して用いてよい。

（１） UN3373 カテゴリーB 表示 （３次容器に表示する。ゆうパック利用の場合は、オーバーパックにも表示する）

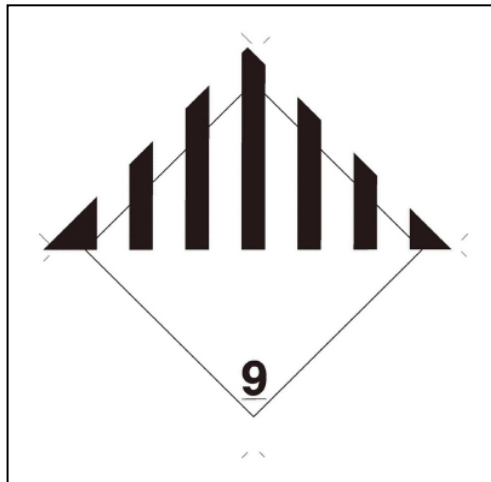


（２） 「内容物」、「荷送人・受取人情報」、「緊急連絡先の電話番号」
（３次容器ならびにオーバーパックに表示する）

内容物：牛「危険物」 Net Qty（正味量）： g

荷送り人 住所：
自治体名 検査所名： 氏名： 電話：
荷受け人 住所： 氏名： 電話：
緊急連絡先： 氏名：

- (3) 国内貨物における第 9 分類危険物ラベル（ドライアイス使用時にオーバーパックに表示。このラベルの脇に、下の 4 のドライアイス重量を表示する）



- (3) ドライアイス重量の表示（3次容器とオーバーパックの間にドライアイスを入れた場合にオーバーパックに表示）



※ラベル表示は、下表に従う。

ラベル・表示		3次容器 (外箱)	4次包装箱 (オーバーパック)
1. UN3373 カテゴリーB表示		○	○
2. 「内容物」、「荷送人・受取人情報」、 「緊急連絡先の電話番号」		○	○
3次容器（外箱）と4次包装箱（オ ーバーパック）の間にドライアイス を入れた場合	3) 第9分類危 険物ラベル	/	○
	4) ドライアイ ス重量の表	/	○

(注) 航空機による輸送の場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条第1項、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項及び関係告示等による規制を受ける。

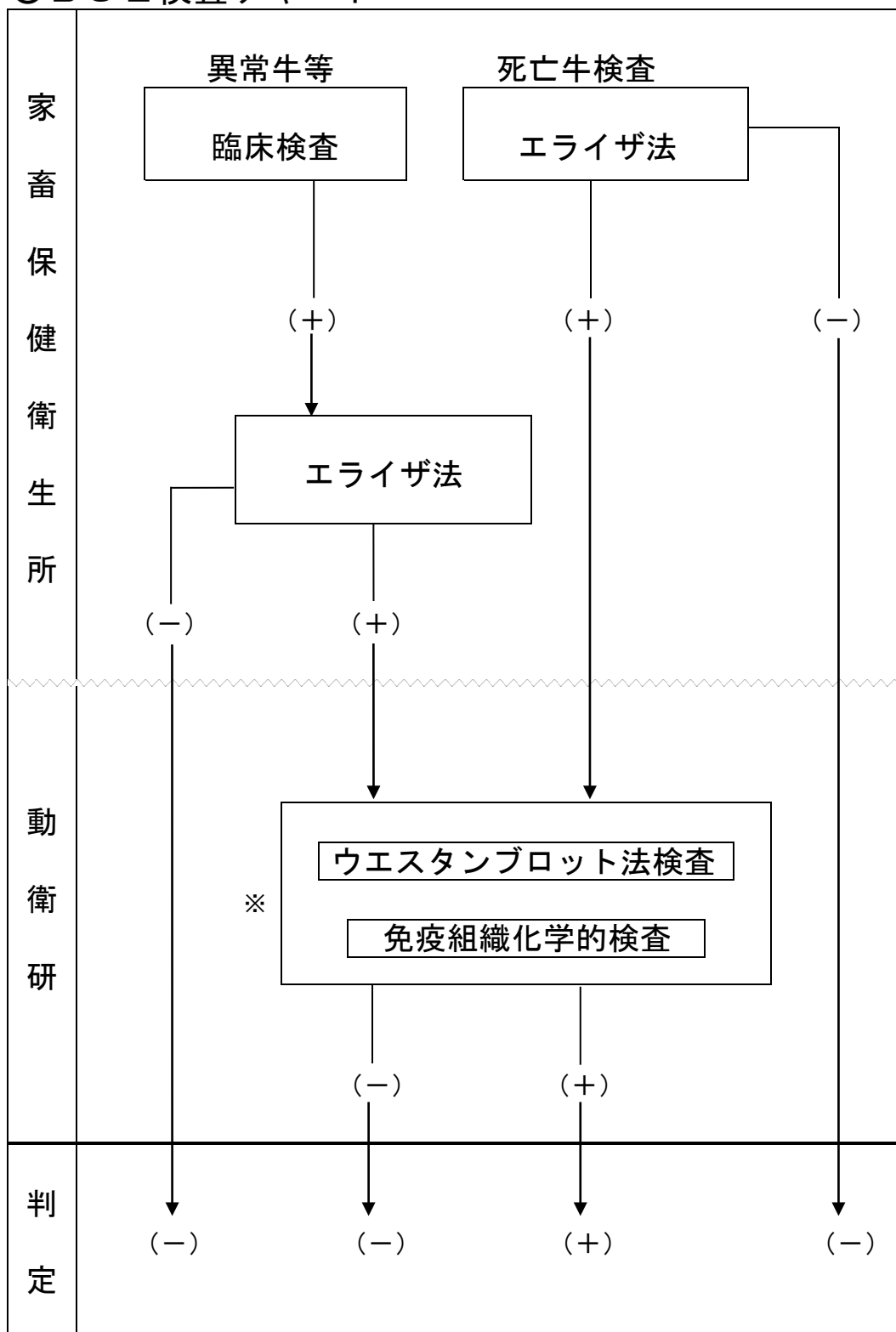
(参考2)

○チェックリスト（留意事項6）

区 分	調査項目	内 容	収 集 確 認
生産農場	飼養状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛：飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子牛の状況）、疾病と治療記録 他家畜（豚、鶏等）の飼養の確認 同居牛：飼養頭数、牛舎及び周辺の見取り図 	<ul style="list-style-type: none"> 血統書 定期報告書 診療簿 AI(ET)記録
	給与飼料	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛への肉骨粉等動物性たん白質飼料の給与の有無 当該牛に給与したすべての飼料（配合飼料、粗飼料、補助飼料、人工乳、医薬品等）のリストアップと製造メーカーの確認 豚、鶏用飼料の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票 飼料給与記録
	同居牛等	<ul style="list-style-type: none"> 同居牛の臨床検査 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における同居牛のリストアップ 当該牛が当該農場で飼養されていた期間において、移動した同居牛の状況 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における死亡、廃用した同居牛のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 市場記録 家畜商記録 診療簿 牛の個体識別情報
	預託状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛の他農場や公共牧場への預託状況 	<ul style="list-style-type: none"> 預託記録（入牧記録）
	施肥状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料のリストアップ及び取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ペットの飼養及びペット用フードの取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票
	預託農場	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛の預託期間 預託先における飼料給与状況 公共牧場における施肥状況 	<ul style="list-style-type: none"> 預託記録（入牧記録）

※DNA鑑定、登録書（鼻紋等）、共済No.、個体識別番号等により個体を取り違えないよう確認すること。

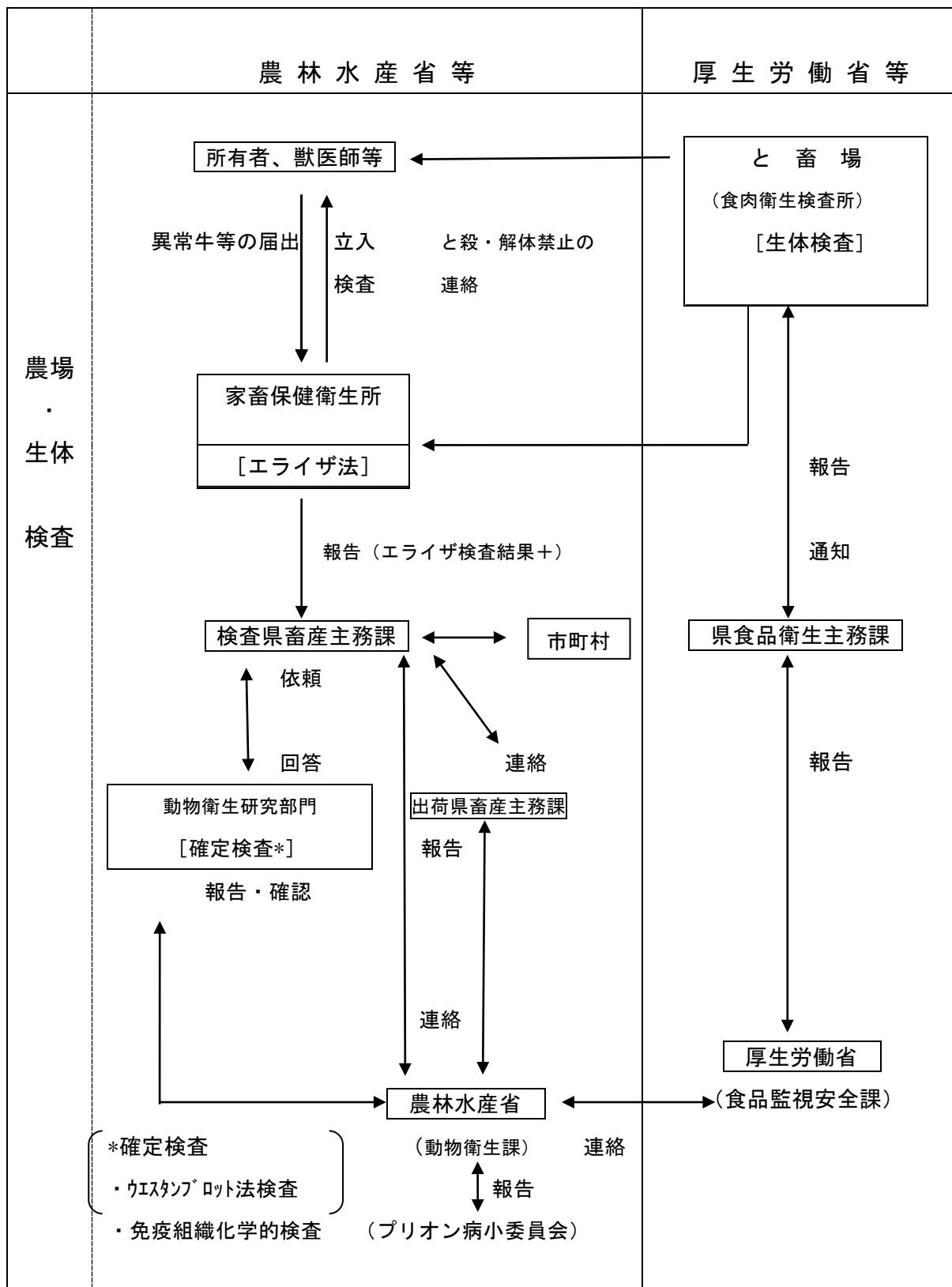
OBSE検査チャート



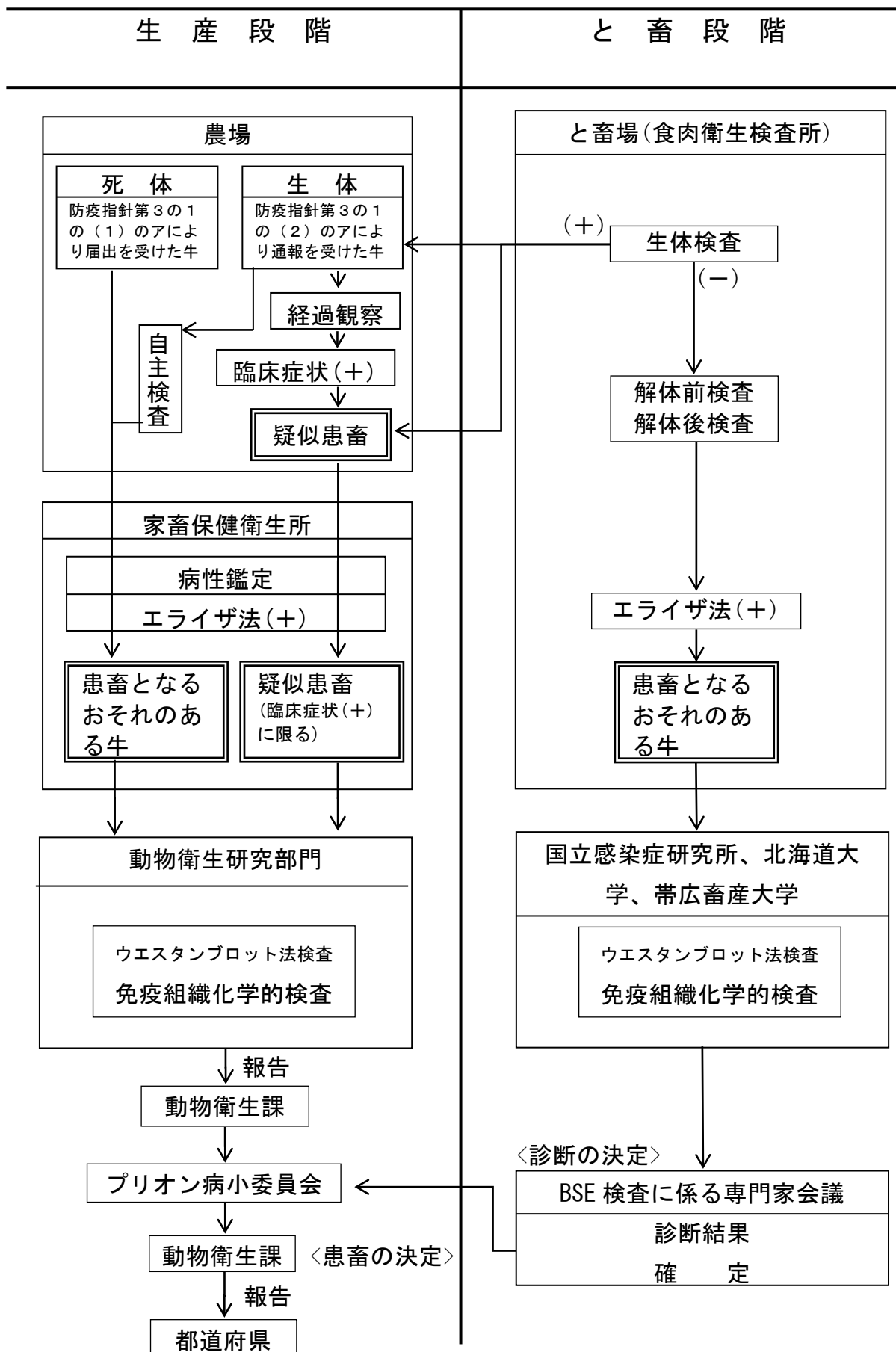
※いずれか一方の確認検査の結果が (+) となった場合は、陽性と判定する。

《連絡・届出体制のフローチャート》

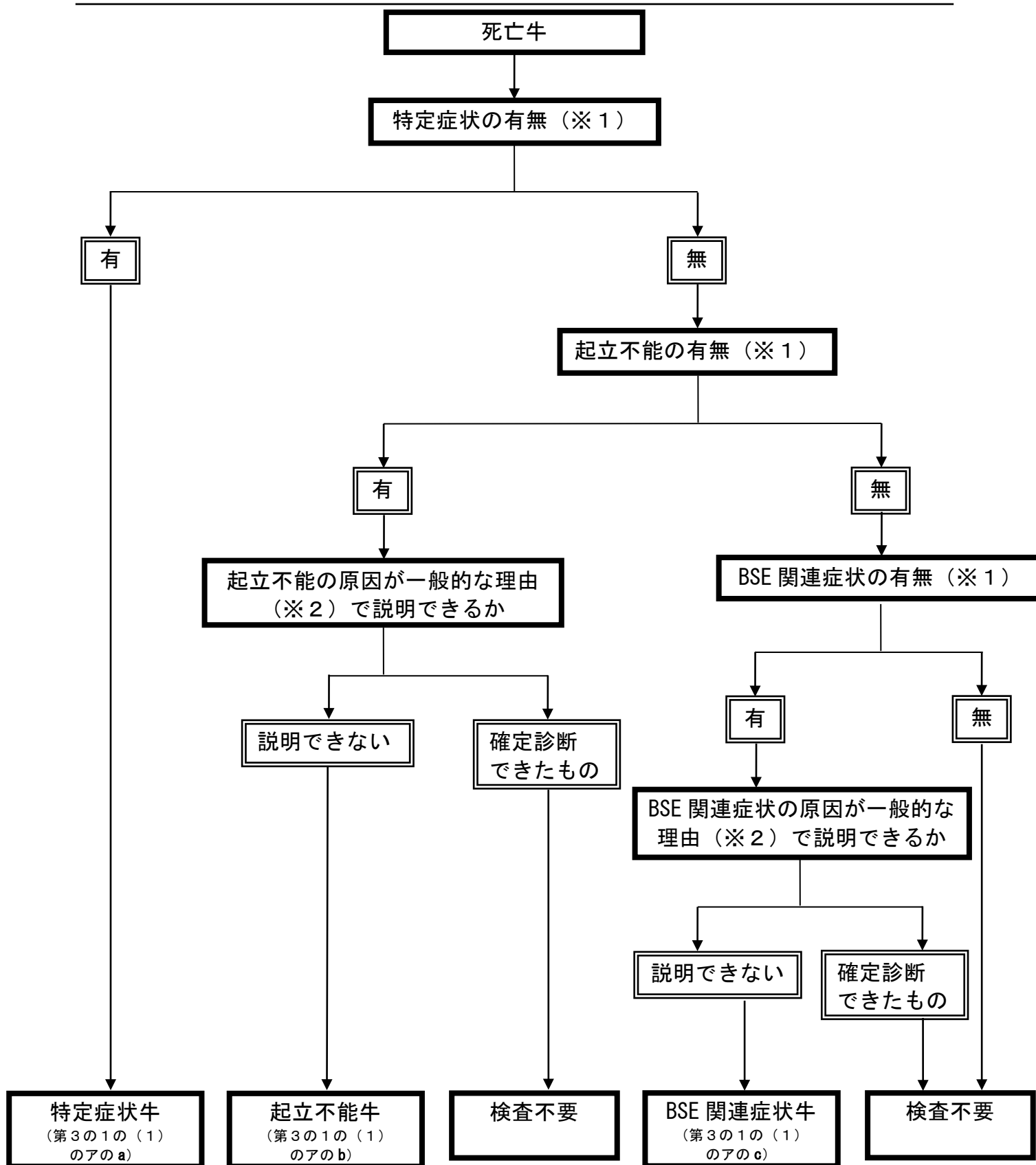
1 異常牛等の届出があった場合



＜BSE患畜決定までの流れ＞



<死亡牛に係るBSE検査フロー>



(※1) 死亡牛の生前の症状の有無を判断するには、所有者からの稟告や、生前の診断書を基に判断する
(※2) 一般的な理由とは、起立不能や神経症状の原因となる感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因を指す。